

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三車 厚二

TEL:06-946-8011

生命保険の生前給付金の課税関係

Q: 私はこの度、生前給付の特約が付いている生命保険に入りました。将来、生前にその保険金を受け取った場合、その保険金は課税されるのでしょうか。

A: 生前給付型の保険は、生前給付の特約を付すことにより被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合に主契約の死亡保険金の一部(又は全部)が支払われ、これと同額の死亡保険金が減額(又は消滅)されたものとして取り扱われる内容を持つ保険です。

最近ではCMでもよく見かけますし、関心度の高い保険商品として注目を集めています。

生前給付金の支払いに際しては、余命期間相当分の利息(生前給付金の額の3%)及び保険料(主契約の保険金の減額部分に対応する6カ月間の保険料)が差し引かれることとなっています。

ところで、課税関係についてですが、一見すると、保険料負担者が給付金の受取人であれば、その者に一時所得が課税されるように思われがちです。

しかし、生前給付金については非課税所得に該当します。

なお、死亡保険金については、一般の生命保険金と同様に相続税の課税対象とされます。(但し、500万円×法定相続人の数に相当する金額は、相続税法上非課税とされています。)

